

「農用地利用集積等促進計画」の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年九月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定を行う者	氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける者	
	氏名又は名称	住 所		
	橋本 正良	津山市	平原 良樹	岡山市北区大窪字上屋敷六〇九外四筆
	福田 信吾	津山市	倉敷市	新見市哲多町蚊家字田の河内二七一八外五筆
山下 秀則	美作市			津山市神戸六一〇―一外一筆
				美作市明見九五四外二筆

二 認可年月日

令和六年九月二十七日

三 申請年月日

令和六年九月十八日